

*令和4年6月1日からレベル1とします

新型コロナウイルス感染拡大防止のための名寄市立大学の行動指針（改訂案）

6月1日から適用

レベル	内容	授業（講義・演習・実習）	研究活動	施設利用		学生の課外活動	学内会議
				学生	学外者		
0	通常						
0.5	一部制限 ・感染が収まっている ・学内感染者ゼロ	対面授業を基本とする	感染防止措置を十分講じた上で、対面で研究を行う。	各自が感染防止対策を行った上で利用する。	感染防止措置を十分講じた上で、活動を行う	感染防止を徹底した上でサークル活動を行う。市民との共同活動も含まれる	感染防止措置を前提に会議を行う
1	制限・小 ・感染拡大は横ばい状況 ・学内の新規感染は、散発的	対面授業を基本とするが学内の感染状況により遠隔授業を併用する	感染防止措置を十分講じた上で、対面で研究を行う。	大学の施設利用について（別表）の通りとする	感染防止措置を十分講じた上で、大学の許可を得て活動を行う	感染防止を徹底した上でサークル活動を行う。市民との共同活動も含まれる	感染防止措置を前提に会議を行う
2	制限・中 ・感染拡大している ・学内の新規感染は、頻発的	対面授業を基本とするが学内の感染状況により遠隔授業を併用する	感染防止措置を十分講じた上で、必要最小限の人数で研究を行う。	大学の施設利用について（別表）の通りとする	打合せ以外は禁止	感染防止を徹底した上でサークル活動を行う。市民との共同活動は禁止	感染防止措置を前提に会議を行う
3	制限・大 ・緊急事態宣言の特定措置区域に指定 ・学内の新規感染に関わらず	遠隔授業を基本とし、遠隔が困難な一部の授業は感染防止措置を行って対面で行う	中止することで大きな研究の損失を被るような研究のみ、必要最小限の人数で行う。	大学の施設利用について（別表）の通りとする	原則、立入禁止	サークル活動はネットによるものとする	できる限りオンライン会議とする
4	全面制限 ・感染拡大・緊急事態宣言等 ・学内でクラスター多数発生	遠隔授業のみ	研究活動を中止	立入禁止	立入禁止	全面禁止	オンライン会議のみ

* 行動指針は、感染状況に応じて、適宜見直しを行う

* 大学が主催する会議（参与会、協議会、倫理委員会等）は学内会議と同様の扱いとする。

* 市民との共同活動とは、コミュニティケア教育研究センターにおける地域の活動を指す